

神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第3回合同開催 (一部概要)

【主な意見】

＜計画全体について＞

- ・在宅支援が届きにくい家庭は、貧困の対策のところとも結びついていかないと、フォローができない方も多くおられると思う。計画の基本的な理念とか方向性の中に、分野の垣根を越えていくということを関係者にご理解いただくというのがとても大事だと思う。また、市と県の縦割りを取り払った幅広い支援を実現することは、非常に難しいが大事な部分である。
- ・要保護児童が、全国で23万人登録されているが、1800万人の児童人口からするとマイノリティであり、さらに、施設に行くのはその中の0.25%であることから、マジョリティの世界から見えていない。そういう子がいて、きちんと目を向けてほしいということを、常に社会に向けて発信することが重要なので、計画の中に、社会的な啓発といったことも入れ込んでもいいのではないかな。

＜子どもの権利擁護について＞

- ・援助方針や支援計画づくりへの子ども自身の参画について、アセスメントや方針決定は、親も子どもも本来は共同作業で一緒に考えるのが基本である。子どもは考えられないから、きちんと考えられる大人が考えてあげるといような考え方はやめ、子どもが自分のことを考えられるようにしていく事が重要である。
- ・子ども会議について、意見が言える子だけが手を挙げるという点には留意が必要である。意見を言えない子どもが圧倒的に多いので、その子たちに対してのエンパワーを忘れてはならない。子ども会議で聴いているからよいとしてしまうと、意見を言える子と言えない子とを二分させることにもなりかねないいろいろな視点を入れながら、慎重に進める必要があるが、方向性はすごく大事なことだと思う。
- ・子ども会議について、計画の対象としては地域の要保護や要支援の子どもも入っている。その子たち全員が子ども会議に参加というのは難しいが、狭義の社会的養護だけに限定していいのか、広げるべきなのか、少し議論した方がよい。一般の子どもも、こういった子どもたちの意見を聞いて欲しい。
- ・記録の保存期間について、現行の規定上30年保存が可能とのことだが、出自を知る権利を保障していくには、時限を区切るのは難しい。いつ必要になるかは分からないので、アクセスした時に、きちんとその記録がある状態というのは極めて大事なこ

とだと思う。また、将来どのような記録が必要になるか現時点で判断できないので、電子化できる時代なのだから、基本的に残すという前提で議論すべきではないか。

- ・子どもの権利擁護に係る環境整備について、児童福祉審議会の権利擁護部会に対して子ども自身から意見の申立てがあった件数が指標となっているが、その申立てを受けて実際にどのような体制整備に結びついたかという点も重要。同様に、社会的養護施策の策定の際に当事者である子どもの、委員としての参画やヒアリング・アンケート調査とあるが、その結果どうなったかということをつードバックしていくことも大事なことだと思う。

＜児童相談所の体制について＞

- ・児童相談所の管轄人口について、人口規模だけでなく、管轄地域の面積によってかなり移動時間がかかることもあるので、移動時間についても、併せて検討していただけるとよい。
- ・市町村支援児童福祉司の配置数について、現状1名で対応できているとのことだが、こども家庭センターの運営に当たりスーパービジョンを受けられない市町村はかなり多いため、市町村支援担当の児童福祉司からスーパービジョンを受ける機会が確保できると、ポイントをきちんと押さえてケースが動いていくことも想定できるのではないかと。
- ・スーパーバイザーの育成について、市町村や施設など人事交流しながら、他の領域を知った人間がスーパーバイザーになるとよいと思う。
- ・児童相談所へのパーマネンシー保障のチーム設置や、親子支援チームの拡充について、先行している自治体の事例で、チームが設置されても担当者の1人当たりケース数が多いと、ケースロードがとても難しいと聞いている。是非、先行事例を参考に必要な配置数等をご検討いただきたい。

＜市町村との連携について＞

- ・社会的養育の計画として、在宅家庭支援と狭義の社会的養護の連携を十分に考慮する必要があるが、市町村が家庭支援事業の体制を整備するに当たり、社会的養護の社会資源を活用できるようにすることは、県としての重要な役割である。
- ・子育て短期支援事業について把握する内容として、里親とファミリーホームの数、事業量の見込みが挙げられているが、親子ショートステイでの活用ができるのであれば、ここに含めていただくことができるのではないかと。
- ・児童家庭支援センターへの、児童相談所からの在宅指導措置委託件数が指標となっ

ているが、市町村指導委託も、含めた方がいいのではないかと思います。特に、家庭復帰する時とか、一時保護が解除になる時は、市町村指導委託もあってよい。また、家庭支援事業の措置ができるようになったので、特に移行期は、指導委託や指導措置と重ねて、ソフトランディングできるような形でやっていけることが、この指標の中に入ってくる必要があるのではないか。

- ・家庭支援事業の現状と必要量を記載することになっているが、事業をどのように始めたら良いか分からない、担い手のイメージがわからないという意見を市町村から聞くこともある。子ども・子育て支援事業計画の第3期目を作るに当たり、担い手と、事業の趣旨をどのように理解したらよいかというところのサポートを必要とする市町村があるかと思うので、ヒアリングの際にその点を確認したり、県の中にある担い手について情報提供したりしていただけるとありがたい。
- ・周産期に子どもだけ単独で保護することは大きな分離体験であり、パーマネンシー保障の観点からは、明らかによろしくない。ニーズを把握した上で、周産期でまだ虐待が起きていない時に親子一緒にケアするシステムを作るべき。乳児院でもやれるし、ファミリーホームや里親でもそういうことができるところがあるのではないか。そこが母親のアタッチメント対象となり、支援のパイプもそこでできるので、是非そうしたところに踏み込んで欲しい。
- ・市町村の相談体制の強化のところに、児童発達支援センターのことは特に出てきてはいないが、障害のある子どもについても、在宅家庭支援はとても大事だと思う。今年度から児童発達支援センターの医療型と福祉型も統合され、地域の中で中核的な相談支援の役割を果たしていくことが求められている。障害児の入所施設のことについては、記載があるので、通所や相談支援についても触れていただけたらと思う。

<一時保護について>

- ・一時保護の機能のひとつとして、アセスメントが重要な役割なので、緊急保護だけの視点ではなく、アセスメント保護が必要な子どもはどこに行けばいいのかということも含めて考える必要がある。また、乳児院で保護される3歳未満の子のアセスメントをしっかり行い、そのアセスメント結果を市町村や保育園等に届けるようなことも大事なので、その視点は、絶対に入れておいていただきたい。

<パーマネンシー保障について>

- ・アタッチメント理論では、アタッチメント対象は1人ではない。いろいろな場面で、

複数のアタッチメント対象がチームを組むことで、子どもの暮らし全体が安心できるものになるということが非常に重要な点。その時点で一番前線にいる方を中心にしながら、縦軸（過去のアタッチメント対象）にも横軸（複数のアタッチメント対象）にもチームを組むという発想で、神奈川県は昔からきていたのではないかと思います。

- ・従前は協議のパーマネンシー保障は、社会的養護を必要とする子どもを家庭養育につなげることで、その中でも最優先は養子縁組という使われ方であったが、社会的養育推進の枠組みで考えると、もう少し幅広い予防的支援の観点も入れ、子どもが慣れ親しんだ地域や家庭・家族から離れないで済むための支援をし、その上でやむを得ず社会的養護に迎える子どもについては、関係者が育ちをつないでいく支援をプロセスとして強化するということも、パーマネンシー保障の概念に入ってくると思うので、計画を作る際にはどこまでを含めるのか文言化するのも一案である。

＜里親支援について＞

- ・里親支援センターや民間フォスターリング機関の設置数など、単に指標として数で表せるものだけでなく、今までの里親センターひこばえなどがどういう機能を担ってきて、これからどのような体制を作っていくのか質的に確認する機会にしたらよいと思う。同様に、施設の数とか入所児童数なども指標を示すことが国から求められていると思うが、どういう体制で養育をしてきたのか、現状を把握した上で指標を作っていただきたい。
- ・里親支援センターの必要数を考える上では、県のこれまでのひこばえの実践を踏まえて考える必要がある。欧米などでは1日24時間里親が相談できる体制が標準装備なので、そういったところまで想定して里親支援センターを作っていく必要がある。

＜障害児支援について＞

- ・障害児入所施設の小規模化について記載があるが、社会的養護の措置の形で障害児入所施設に入所するケースがかなり増えていると思う。障害児入所施設については、国の統計でも社会的養護から外れているが、神奈川県はそこを一緒に検討した方がよいのではないかと思います。児童養護施設から障害児入所施設やグループホームに行くこともあるので、社会的養護の必要な子どもの数に含めて検討するということが大事ではないかと思います。
- ・多動や自傷他害の障害児を受け入れるところがないというのが課題だと思う。ASDが虐待の対象になることが多いが、そういう子の母親はとても困っているし、施

設も学校も集団教育ができないというので困っている。その受け手をどうするかはすごく大きな課題であり、学校も施設も児相も、行政の枠も外して、オープンにして考えていかなければならないと思う。

＜自立について＞

- ・「6 取組みの方向 (4)社会的養護経験者等の自立支援の推進」について、国の社会的養護自立支援拠点事業の実施要綱で「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者」を対象者としている。18歳までに支援につながることはできなかった人たちのニーズを新たにキャッチし支援していくということを、どのように計画に書き込めるかが課題である。
- ・施設は、自立に対するアフターフォローが義務づけられているが、本当は地域で生きているので、地域のいろいろな人たちがつながるようなソーシャルワークが大事である。施設職員が、毎月訪問してフォローするというのではなく、長期予後をきちんと把握するという支援義務の方がずっと重要ではないかと思う。

＜現状把握の調査について＞

- ・市町村へのヒアリングで、児童養護施設等との連携へのニーズを聞く際には、まず、児童養護施設や乳児院のことをきちんと説明する必要がある。また、一時保護を必要と考える子どもたちがどのくらいいたかなど聞く必要がある。
- ・学校や保育園は、おそらく、市町村でさえ把握できない子どもたちの現状を知っている。全部ではなくサンプルでよいので、保育園と学校に聞いて、神奈川県に支援が必要な子どもがどのくらいいるのかを把握することが大事ではないかと思う。学校だけで抱えているのではなく、かといってすぐに児童相談所に一時保護ではなく、市町村の中でいろいろな資源を結びつけて問題を悪化させない支援をしていく必要がある。
- ・文科省の大規模な調査で、通常級にいる学習・行動の困難な子どもを調査したら、全児童人口の8.8%であったという結果がある。これは1800万の児童人口で考えると、だいたい160万人いる計算になるが、この調査では、その子に合わせた教育や支援が十分できていないという子が7割ほどということである。半数以上は養育的な課題を抱えているのではないかと思うが、要対協の登録数約23万よりずっと多いことになる。学校や保育園に尋ねれば結構見えてくるのではないか。
- ・支援の担い手について、児童養護分野で働きたいという人たちがどのくらいいるの

か、実態調査が必要なのではないかと思います。養成校とのつながりというものがキーになってくるのではないかと。高校生卒業時には児童分野を志す学生がすごく多いが、養成校から出るときには、ほとんど障害・高齢の方に行ってしまうという現状があり、そこに一体何があるのか、きちんと考える必要がある。例えば、養成校と施設や児童相談所が一緒に組んで実習のカリキュラム等を考えていくような形になると、モチベーションがずっと上がるのではないかと。

- ・施設への調査に際しては、小規模化や地域分散化、職員の人材確保育成の状況等、数値化できるものを示すことも大事ではあるが、家庭養育推進の流れの中で施設が果たす役割とは何かを確認し、関係者から話を聞くことも大事だと思う。施設が今手がけていることでは不十分で、何かを加えていかなくてはいけないといった印象が職員にもたらされていると思うが、一番コアな部分は、施設が果たしてきた子どもの養育機能そのものであり、その部分が否定されるような印象で受けとめられるのは趣旨ではないだろうと思う。施設が果たしてきた養育の専門性をどう認識しているかの確認を計画策定に至る過程に盛り込んでいただきたい。